

平成23年

第2回市議会定例会 議案第20号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法第3条第1項の規定により，公有水面埋立てに関し，北海道知事高橋はるみから別添のとおり意見を求められたが，これに同意したいので議会の議決を求める。

平成23年6月30日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

(根拠規定)

公有水面埋立法第3条第4項

砂防第379-4号

平成23年4月1日

函館市長 西尾正範 様

北海道知事 高橋 はるみ

公有水面埋立ての免許の出願について（照会）

平成23年2月7日付けで北海道から出願のあったこのことについて、公有水面埋立法第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。

なお、意見書については、平成23年7月31日までに提出してください。

建設部土木局砂防災害課

事業管理グループ主査[管理]

担 当：主任 上野 光一

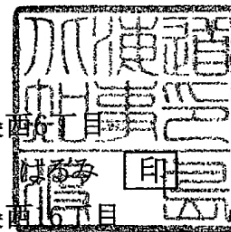
連絡先：011-231-4111（内29-413）

公有水面埋立免許願書

平成23年2月7日

北海道知事 高橋 はるみ 殿

出願者 北海道
出願者の住所 札幌市中央区北3条西6丁目
出願者の代表者 北海道知事 高橋 はるみ
代表者の住所 札幌市中央区北1条西6丁目



公有水面埋立法第2条第1項の公有水面埋立の免許を受けたいので、下記により、出願します。

記

1. 埋立区域
 - (1) 位置
 - (2) 区域
 - (3) 面積
2. 埋立に関する工事の施行区域
 - (1) 位置
 - (2) 区域
 - (3) 面積
3. 埋立地の用途
4. 設計の概要
 - (1) 埋立地の地盤の高さ
 - (2) 護岸、堤防、岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造
 - (3) 埋立に関する工事の施行方法
 - (4) 公共施設の配置及び規模の概要
5. 埋立に関する工事の施行に要する期間

記

1. 埋立区域

(1) 位置

函館市岩戸町110-1、111-1、115-1、115-3、116-1、118-1、119-1、
161-2番地先の公有水面。

(2) 区域

埋立

次の①の地点から④①の地点までを順次結んだ線及び①の地点と
④①地点とを結んだ線によって囲まれた区域。

埋立基準点 3級基準点 H21-3-(1)(北緯42度0分23.5420秒、東経140度52分9.5558秒)

- ①の地点 埋立基準点から方向角12度8分34.7秒、距離56.314mの地点
- ②の地点 ①の地点から方向角100度27分46.5秒、距離5.000mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角194度36分27.2秒、距離6.917mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角190度27分46.5秒、距離8.700mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角100度27分46.5秒、距離4.000mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角100度27分46.5秒、距離5.000mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から方向角100度27分46.5秒、距離5.000mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から方向角95度41分19.8秒、距離7.591mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から方向角86度8分20.1秒、距離7.592mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から方向角76度35分21.9秒、距離7.591mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から方向角67度2分25.5秒、距離7.591mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から方向角57度29分29.1秒、距離7.590mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から方向角47度56分30.9秒、距離7.592mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から方向角38度23分32.7秒、距離7.590mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から方向角28度50分36.3秒、距離7.591mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から方向角19度17分40.2秒、距離7.593mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から方向角12度29分29.4秒、距離3.227mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から方向角280度27分46.5秒、距離15.600mの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から方向角10度27分46.5秒、距離50.000mの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から方向角100度27分46.5秒、距離30.600mの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から方向角130度27分46.5秒、距離68.200mの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から方向角220度27分46.5秒、距離2.700mの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から方向角276度21分20.0秒、距離9.587mの地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から方向角209度56分48.1秒、距離5.304mの地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から方向角254度0分51.4秒、距離11.226mの地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から方向角202度32分11.4秒、距離9.821mの地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から方向角236度7分46.2秒、距離18.619mの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から方向角206度25分34.5秒、距離14.031mの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から方向角263度55分53.9秒、距離18.510mの地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から方向角232度53分24.1秒、距離11.820mの地点

③¹の地点 ③⁰の地点から方向角236度56分45.1秒、距離10.705mの地点
③²の地点 ③¹の地点から方向角5度26分25.2秒、距離4.658mの地点
③³の地点 ③²の地点から方向角280度27分46.5秒、距離14.013mの地点
③⁴の地点 ③³の地点から方向角201度36分34.2秒、距離7.001mの地点
③⁵の地点 ③⁴の地点から方向角190度27分46.5秒、距離24.072mの地点
③⁶の地点 ③⁵の地点から方向角280度33分25.0秒、距離14.839mの地点
③⁷の地点 ③⁶の地点から方向角280度44分3.1秒、距離13.605mの地点
③⁸の地点 ③⁷の地点から方向角280度27分19.8秒、距離5.000mの地点
③⁹の地点 ③⁸の地点から方向角280度24分20.3秒、距離5.000mの地点
④⁰の地点 ③⁹の地点から方向角280度31分0.1秒、距離6.399mの地点
④¹の地点 ④⁰の地点から方向角280度27分46.5秒、距離2.100mの地点

(3) 面積

$$A=7,104.12\text{m}^2$$

2. 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

函館市岩戸町110-1、111-1、116-1、118-1、119-1、125、126、127、133、161-2番地先。

(2) 区域

次のイの地点からヨの地点までを順次結んだ線及びイの地点とヨの地点とを結んだ線によって囲まれた区域。

埋立基準点 3級基準点 H21-3-(1)(北緯42度0分23.5420秒、東経140度52分9.5558秒)

イの地点 埋立基準点から方向角342度11分29.8秒、距離175.920mの地点

ロの地点 イの地点から方向角100度27分46.5秒、距離169.065mの地点

ハの地点 ロの地点から方向角130度27分48.0秒、距離62.389mの地点

ニの地点 ハの地点から方向角174度22分37.7秒、距離20.831mの地点

ホの地点 ニの地点から方向角220度27分48.7秒、距離5.094mの地点

への地点 ホの地点から方向角234度46分5.9秒、距離64.633mの地点

トの地点 への地点から方向角247度31分34.3秒、距離15.390mの地点

チの地点 トの地点から方向角234度16分6.9秒、距離12.777mの地点

リの地点 チの地点から方向角232度45分32.7秒、距離14.880mの地点

ヌの地点 リの地点から方向角161度23分0.9秒、距離28.444mの地点

ルの地点 ヌの地点から方向角251度23分0.9秒、距離29.794mの地点

ワの地点 ルの地点から方向角341度23分0.9秒、距離17.583mの地点

ヱの地点 ワの地点から方向角280度27分46.5秒、距離48.666mの地点

カの地点 ヱの地点から方向角10度27分46.5秒、距離91.098mの地点

ヨの地点 カの地点から方向角280度27分46.5秒、距離79.975mの地点

(3) 面積

$$A=22,472.82\text{m}^2$$

3. 埋立地の用途

漁港施設用地(別添, 漁港施設用地等利用計画平面図参照)。

4. 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

岸壁の天端高を利便性より D.L.+2.00m とし、背後地と一体的に効果的な土地利用を図り用地における簡易な勾配構成とするため、野積場用地と加工場用地の一部は 1.9%の勾配とし船置場や漁船保管施設用地との段差を避けた。漁船保管施設用地に隣接する道路の背後は、雨水の排水を考慮し、概ね 1/200 勾配で埋立地の背後の地山まで用地を造成する。埋立地の地盤高は D.L.+2.00m~D.L.+2.91m となった。

(2) 護岸・堤防・岸壁・その他これらに類する工作物の種類及び構造

名称	種類	構造
北防波堤 L=85.0m (B-1)SP0.0~SP50.0 L=50.0m (B-2)SP50.0~SP80.0 L=30.0m 堤頭部 SP80.0~SP85.0 L=5.0m	防波堤	(基礎工)捨石 (本体工)コンクリート (上部工)コンクリート (胸壁工)コンクリート<天端高>D.L.+6.1m 消波工付き
北護岸 L=98.7m (A-1-1)SP0.0~SP15.8 L=15.8m (A-1-2)SP15.8~SP35.8 L=20.0m (A-2)SP35.8~SP68.2 L=32.4m (A-3)SP68.2~SP98.7 L=30.5m	護岸	(基礎工)捨石 (本体工)コンクリート (上部工)コンクリート (胸壁工)コンクリート<天端高>D.L.+6.9m~D.L.+7.2m 消波工付き
西防波堤 L=40.0m	防波堤	(本体工)コンクリート (上部工)コンクリート (胸壁工)コンクリート<天端高>D.L.+4.3m 消波工なし
西護岸 L=50.8m 断面1 SP0.0~SP28.9 L=28.9m 断面2 SP28.9~SP50.8 L=21.9m	護岸	(本体工)コンクリート (上部工)コンクリート (胸壁工)コンクリート<天端高>D.L.+4.3m 消波工なし
物揚場 (-2.0m) L=40.0m 断面1 SP0.0~SP5.0 L=5.0m 断面2 SP5.0~SP30.0 L=25.0m 断面3 SP30.0~SP40.0 L=10.0m	物揚場	(基礎工)捨石 (本体工)コンクリート (上部工)コンクリート<天端高>D.L.+2.0m (舗装工)コンクリート
船揚場 L=60.0m	船揚場	(先端止壁工)コンクリート (斜路工)張ブロックおよびコンクリート (船置工)コンクリート<天端高>D.L.+2.65m
道路 L=236.5m	道路	(舗装工)アスファルト

(3) 埋立に関する工事の施行方法

1) 埋立法

本埋立工事は、静穏度確保のための北防波堤・西防波堤、及び埋立地の外周を構成する北護岸・西護岸・-2.0m 物揚場・船揚場を概成させ、埋立区域を外海と遮断した後に、埋立土砂を埋立区域内に投入する

2)埋立に関する工事の施行順序

①<1年次(平成23年度)・2年次(平成24年度)・3年次(平成25年度)>

…北護岸、北防波堤整備について

- ・既設斜路から北護岸施行位置まで、重機用仮設足場工として大型網籠を製作し設置する。また、北護岸及び北防波堤施行時においては波に対する遮蔽物となる外郭施設がなく、外海からの波が直接来襲することとなるため、仮設足場工の前面に消波工を設置する。
- ・北護岸及び北防波堤の基礎として、北護岸 A-1-1 区間は岩盤上の直接基礎、その他の区間は基礎捨石の形式とする。陸上機械により、土砂及び岩盤の床掘りを行う。また、岩盤の直接基礎については本体工の型枠設置を考慮して人力床掘りによる岩掘削を行う。基礎捨石はダンプトラックにより運搬し、陸上機械により投入する。投入後は潜水土による捨石均し作業を行う。
- ・基礎工施行後に陸上機械により型枠を設置し、コンクリートミキサー車及び陸上配管により水中コンクリートを打設し、本体工を形成する。その後上部工の打設を行う。
- ・上部工打設後に、被覆根固消波工のブロックを陸上運搬し、陸上クレーンを用いて施行する。
- ・北防波堤堤頭部の消波工は陸上施行が困難であることから、海上施行とする。
- ・重機用仮設足場工の大型網籠は北護岸および北防波堤施行後に撤去する。また、大型網籠中の中割石は-2.0m 物揚場および船揚場先端止壁の基礎として流用する。

②<4年次(平成26年度)・5年次(平成27年度)>

…西護岸、西防波堤整備について

- ・既設斜路から西護岸施行位置までのアクセスのため重機用仮設足場工を、また仮設ヤードとして西護岸施行位置まで大型網籠を製作し設置する。
- ・西護岸及び西防波堤の基礎として、全区間を岩盤上の直接基礎の形式とする。陸上よりバックホウおよび人力床掘りにより、土砂及び岩盤の床掘りを行う。
- ・基礎工施行後にコンクリートミキサー車及び陸上配管により水中コンクリートを打設し、その後上部工の打設を行う。胸壁工は西防波堤先端の施行終了後に終点部から陸上部へ戻りながら施行する。
- ・施設付近は地盤が浅く作業船の進入が困難なため、全区間陸上施行とする。
- ・重機用仮設足場工の網籠は西護岸および西防波堤施行後に撤去する。また、大型網籠中の中割石は-2.0m 物揚場および船揚場先端止壁の基礎として流用する。

③<4年次(平成26年度)及び5年次(平成27年度)>

…-2.0m物揚場、船揚場、道路整備について

- ・船揚場の先端止壁のコンクリート打設を行うために、バックホウ及び人力床掘りにより土砂及び岩盤の床掘りを行う。
- ・基礎工施行後にコンクリートミキサー車及び陸上配管により先端止壁の水中コンクリートを打設する。
- ・斜路工の裏込材を投入し、均し作業終了後、防砂シートを敷設し、陸上クレーンにより張ブロックの据付を行う。また、その後に埋立土砂を張コンクリート路盤下端まで投入し、外郭形成後ポンプ車により斜路工及び船置工の張コンクリートの打設を行う。なお斜路施行時において、既設消波ブロックの撤去作業を同時に行う。
- ・-2.0m物揚場の基礎は捨石の形式とする。陸上からバックホウにより、土砂及び岩盤の床掘りを行う。その後、ダンプトラックにより基礎捨石を運搬し、陸上機械により投入し、基礎工を形成する。
- ・基礎工施行後にコンクリートミキサー車及び陸上配管により水中コンクリートを打設し、その後上部工の打設を行う。これと同時に係船柱・車止め等の付属工を上部工に設置する。
- ・本体工、上部工の施行後に裏込土を投入し、十分に転圧を行う。防砂シートを敷設して概成させる。
- ・最後に物揚場のコンクリート舗装工、用地、道路のアスファルト舗装等を施行し、埋立てに関する工事を竣工させる。
- ・道路のアスファルト舗装施行時において、既設斜路の撤去を行う。

④<6年次(平成28年度)…泊地浚渫について

- ・-2.0m泊地及び2.5m航路のグラブ浚渫を行う。浚渫を行う前には船位確認のための基準点測量、浚渫区域の設定及び事前測量を行う。また、汚濁防止膜を使用し汚濁拡散を防ぐ。
- ・浚渫土砂は土運船により岸壁から陸揚げする。陸揚げした土砂は仮置きし、水切りを行った後、用地の埋立材として使用する。

3)埋立に用いる土砂の種類

海砂および破碎岩(本漁港および大舟(美呂泊地区)漁港の建設時に発生)

雑割石(豊崎町の土取り場より)

(4)公共施設の配置及び規模の概要

別添、漁港施設用地等利用計画平面図の通り配置する。

5. 埋立に関する工事の施行に要する期間

埋立に関する工事に着手した日から6ヵ年

大舟(望路地区)漁港施設
 用地利用計画平面図
 (変更後)

S=1:1,000

北海道

漁港区域図

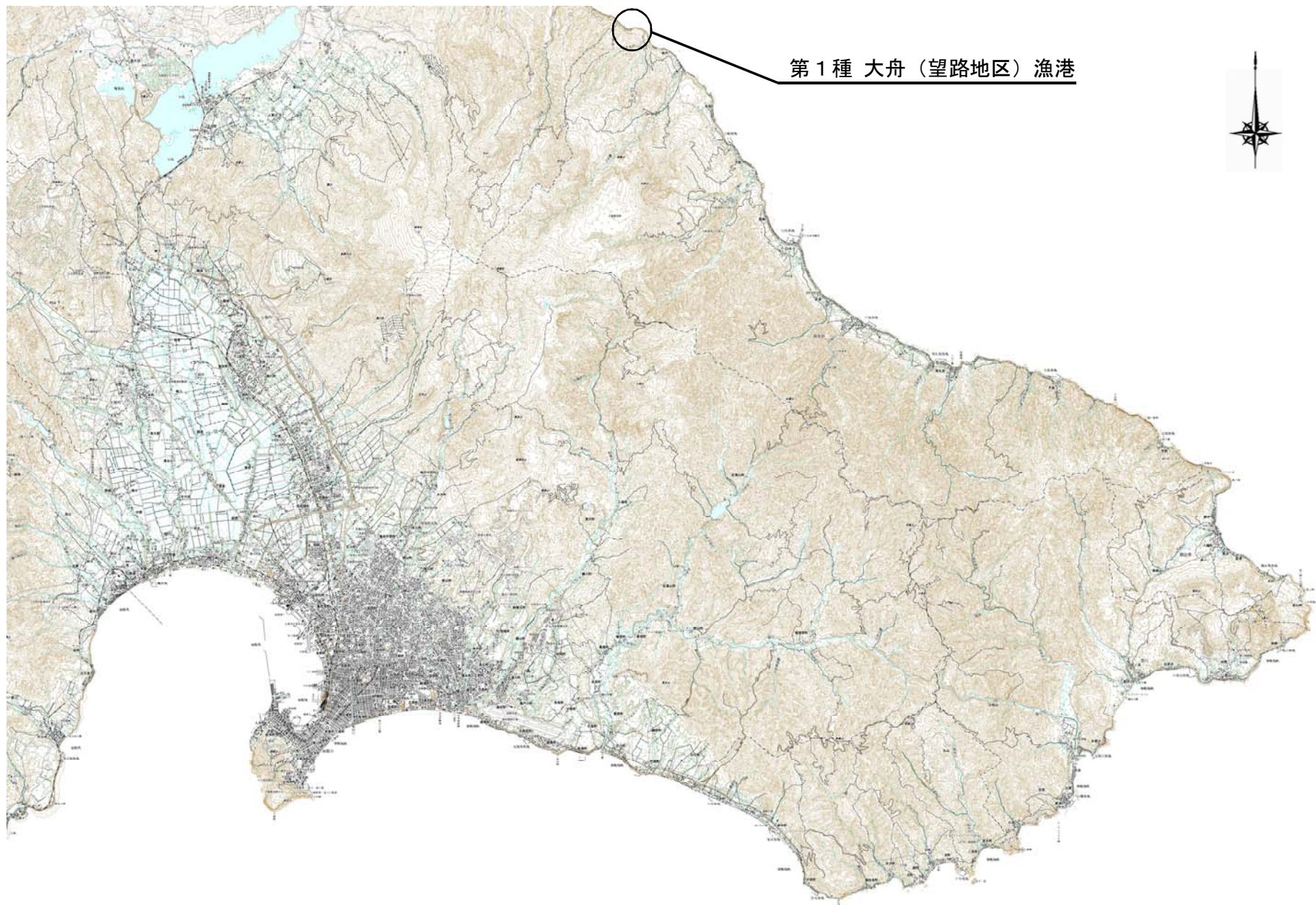


大舟(望路地区)漁港 漁港施設用地等利用計画平面図



函館市岩戸町

公有水面埋立区域等位置図



第1種 大舟（望路地区）漁港

公有水面埋立区域等平面図

縮尺1:1,500

漁港区域



凡 例		面積 (㎡)
	埋立区域	7,104.12
	埋立に関する工事の施行区域	22,472.82

埋立区域等の起点
埋立基準点
3級基準点 H21-3-(1)
北緯42度0分23.5420秒
東経140度52分9.5558秒
X=-221251.434 Y=51300.942

埋立に関する工事の施行区域

埋立区域

望路会館

一般国道278号

函館市岩戸町

